

検討すべきポイントと事務局案

2. 管理の基本方針

○検討すべきポイント

- ・管理の目標および管理の基本方針を検討。

●事務局案

(1) 知床国立公園の管理目標

- ①知床国立公園は、急峻な山々、切り立つ断崖や流氷等の優れた自然景観を有しているとともに、シマフクロウ、オオワシ等の国際的希少種の重要な繁殖地や越冬地であり、また、ヒグマが高密度に生息している等、日本でも原生的な自然環境が残されている数少ない地域である。さらに、海域は季節海氷の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、トドや多くの鯨類等にとって世界的に重要である。国立公園の管理に当たっては、世界自然遺産にも登録されたこれらの多様な野生生物を含む原生的な自然環境を後世に引き継いでいく。

特に遺産登録時に「生態系」と「生物多様性」の2つのクライテリアに該当し「顕著で普遍的な価値」があると評価された資産については、「知床世界自然遺産地域管理計画」「知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画」「知床半島エゾシカ保護管理計画」「知床半島ヒグマ保護管理方針」に基づき、その価値を維持できるように管理していく。

- ②知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を生かした、適正な公園利用やエコツーリズムを推進することにより、自然環境を保全しその価値を向上させながら知床らしい良質な自然体験を提供し、あわせて持続可能な地域社会と経済の構築を図る。

(2) 知床国立公園の管理の基本方針

①地域との連携・協働

日常的に知床国立公園の保全や利用に関わっている地元自治体、関係団体及び地域住民による現場の視点を管理に活かしていくため、関係行政機関、地元自治体、その他の行政機関、関係団体との緊密な連携・協働のもとに管理を行う。

関係行政機関、地元自治体、関係団体等の中で効果的な連携・協働を図るため、「知床世界自然遺産地域連絡会議」を活用し合意形成を図るとともに、様々な機会を活用して、地域住民や関係団体からの意見や提案を幅広く聴き、地域の自然を伝統的に利用してきた地域の知識を管理に活用する。

知床国立公園の自然環境やその保全管理の取組等について、イベントや講演会、説明会等の開催を通じて地域住民への普及啓発を行う。

②科学的かつ順応的な管理

知床国立公園の生態系は多種多様な生物により構成されており、こうした複雑で将来予測が不確実な生態系については、順応的に管理を行う必要がある。このため、関係行政機関や地元自治体、関係団体、専門家等が連携してモニタリング・調査研究を行い、その結果に応じて管理方法を柔軟に見直す。こうした調査研究・モニタリング・評価とその結果に基づく順応的な管理を進めるため、「知床世界自然遺産地域科学委員会」における、科学的な立場からの助言を尊重する。

③陸域及び海域の統合的管理

知床の世界自然遺産としての価値は、様々な海生生物が生息・生育する豊かな海洋生態系と、原始性の高い陸上生態系の相互関係、生物の多様性に特徴があり、また、このような特徴に依存して国際的な希少種であるシマフクロウ、オオワシ等の重要な生息地になっている点にある。

したがって、陸域と海域の生態系を指標するような動植物種の生息・生育状況、植物群落や植生の状況、水質や流況等基盤となる環境の状況を把握しつつ、知床国立公園を取り巻く陸域と海域の生態系の連続性、健全性をモニタリングし、自然環境に影響を及ぼすような変化の兆候が認められた場合には、科学的な調査を実施して原因の分析と環境回復に向けた対策を検討し、所要の措置を講じる等、陸域と海域の生態系の保全と管理を統合的に行う。

また、そのために関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家等との連携・協力体制を構築し、十分な情報交換を行うとともに、調査研究・モニタリングを担う人材の育成や確保を図る。

④地域区分による管理

知床世界自然遺産地域は原生的な自然環境が保存されている地域をA地区、観光や漁業活動等の人為的活動と共存する形で自然環境が維持されている地域をB地区に区分して管理が行われている。

管理計画区は地域の自然環境及び利用上の一体性から、公園全体で1管理計画区とするが、本計画において管理計画区を分割して記述する必要がある場合は、次の5つの地区に細分することとする。

ア．先端部地区

イ．知床連山地区

ウ．ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区

エ. 知西別岳及びその周辺地区

オ. ルサ・相泊間の道路沿線地区

知床世界自然遺産地域における地域区分による管理も考慮し、その大部分がA地区として区分されている先端部地区、知床連山地区、知西別岳及びその周辺地区については、特に厳正な風致景観及び自然環境の保全を図る。

⑤風致景観の保全

知床国立公園の山岳、湖沼、滝、海岸段丘に代表される優れた自然景観を保全するため、各種行為に対する規制等を適正に運用し、これらの改変は抑制する。また、園地や公園事業道路等からの眺望に配慮し、工作物等を設置する場合は、風景との調和を図るとともに、使用されなくなった工作物等の撤去に努める。

海岸部に漂着したゴミ等については、関係行政機関や地元自治体の連携・協力のもと、地域住民、関係団体の協力を得て、その除去に努める。

⑥一次産業との両立

流水下のアイスアルジーや、流氷形成時の鉛直混合により作られる中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖により知床周辺海域の生物資源は、他の海域に比べ非常に豊かである。本来、水産業は良好な海域環境の上になり立つ産業であり、知床周辺の海の豊かさの恩恵を受けている水産業にあつては、知床国立公園に生息する野生動物との共存に配慮しながら、水産資源の持続可能な利用を図る。

⑦適正な公園利用及びエコツーリズムの推進

知床における適正な公園利用やエコツーリズムを推進するため、「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」における議論を尊重しつつ、「知床エコツーリズム戦略」に基づき、利用コントロール、守るべきルールの設定と指導、情報の発信、ガイドの育成とガイド利用の推奨、文化的資産等の活用、利益の還元、施設整備、モニタリング等必要な取組を推進する。

なお、「知床エコツーリズム戦略」に基づき、自然環境の保全とその価値の向上、世界の観光客への知床らしい良質な自然体験の提供、持続可能な地域社会と経済の構築の3つを公園利用推進にあたっての基本的な原則とする。

また、「知床エコツーリズム推進協議会」を中心に、エコツーリズムの考え方に基づく取組を地域に浸透させていく。これらにより、原生的な自然環境の保全と、地域の主要な産業である観光を始めとするレクリエーション利用との両立を図る。

知床国立公園は高密度でヒグマが生息するため、「知床半島ヒグマ保護管理方針」に基づき、利用者の安全確保と普及啓発を推進する。

国立公園の周辺地区であるウトロには「知床世界遺産センター」が、ルサ地区

には「知床世界遺産ルサフィールドハウス」がそれぞれ整備されており、これらの関連施設及び「羅臼ビジターセンター」を有効に活用し、利用者への効果的な普及啓発を推進する。

⑧広域的な視点による管理

知床国立公園を適切に管理していくため、知床世界自然遺産地域や日露の隣接地域、知床半島基部等の知床国立公園の生態系と共通性や連続性を有する隣接地域や、気候変動等の知床国立公園の生態系に重大な影響をおよぼす地球規模の課題を視野に入れつつ、管理を行う。

3. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

(2) 自然景観の保全

○検討すべきポイント

- ・保全すべき景観を抽出し、対応方針を検討。

●事務局案

・先端部地区

先端部地区は海岸から山岳稜線部の陸域はもとより、沿岸海域にわたり、極めて原始性の高い自然景観と豊富な野生生物によって形成される多様な生態系が残されている。歩道や車道等一般の公園利用のための施設が設けられておらず、日本では数少ない「バックカントリー」と呼べる原生的な自然環境が広大に保たれてきた地域である。

先端部地区のうち、知床岬や知床岳等一部の地域はトレッキングによる利用がある。また、知床岬の海岸段丘や斜里町側の海食崖や滝（カムイワッカ、フレペ）、羅臼町側の自然海岸、知床岳をはじめとする先端部地区の山岳地帯は観光船やシーカヤックからの展望が優れている。

よって、当該地域の自然景観の保全は特に厳正に行う。

・知床連山地区

主峰の羅臼岳から活火山の硫黄山まで知床半島の脊梁が連なり、山麓・山腹部は針広混交林に覆われ、多くの野生動物が生息している。登山道沿いでも山麓の森林から稜線の高山植物群落まで多様な植物の垂直分布を見ることができる。

本国立公園において唯一登山道が整備されている地域であり、年間多くの利用者が訪れる。また、知床岬や観光船、知床五湖等からの展望が優れている。

よって、当該地域の自然景観の保全は特に厳正に行う。

・知西別岳及びその周辺地区

知西別岳やその周辺地区（天頂山等）は知床横断道路沿線から南西に位置しており、遠音別岳原生自然環境保全地域に接している。山麓の針広混交林から山腹・山頂部のダケカンバ林、ハイマツ群落まで、広く原生林に覆われている。

知西別岳、天頂山は春先にスキー利用がある。また、知床岬や羅臼湖からの展望が優れている。

よって、当該地域の自然景観の保全は特に厳正に行う。

・ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区

ホロベツ、岩尾別、カムイワッカ及び羅臼温泉集団施設地区までの各区間は、知

床国立公園では登山者以外のほとんどの公園利用者が訪れる主要な利用地域であり、利用者に対し公園サービスを提供し、適正な公園利用の推進を図るための利用施設が整備されている地域である。

森林、草原、湿原等の多様な自然景観や野生動物との出会い等、あるがままの知床の自然の魅力にアクセスしやすい地域である。

また、近代の人々の活動の歴史を伝える農業開拓や鉱山開発の跡地に残る建物跡や近代化遺産が見られる風景が残る一方、森林再生事業や河畔景観の再生事業が行われる等、知床らしい原生的な自然景観を取り戻すための保全活動が行われる地域である。

よって、当該地域においては、公園利用施設の設置や近代化遺産等の保全を認めつつ、自然景観への調和を最優先とした景観管理の対応方針とする。

- ・ルサ・相泊間の道路沿線地域

ルサ・相泊間の道路は、観光道路と生活道路を兼ねた道路であり、自動車による相泊等までの観光周遊に利用されているとともに、海岸線にはコンブ漁業等を営むための番屋が立ち並んでいる。知床の秘境感を感じながら、漁業のまちである羅臼町の産業的景観を見ることができる地域である。

当該地域においては、漁村風景と自然景観の調和を最優先とした景観管理の対応方針とする。

4. 適正な公園利用の推進に関する事項

(1) 先端部地区

○検討すべきポイント

- ・各種計画等を踏まえた適正な公園利用の推進に関する方針および各地区における考え方について検討。

●事務局案

(1) 先端部地区

①利用施設に関する事項

引き続き歩道や車道等の一般の公園利用のための施設は設けない。

②利用規制に関する事項

動力船による上陸利用は、この地区にふさわしい利用形態とは言えず、自然保護上の支障もあることから、昭和59年の関係行政機関による「知床岬地区利用規制指導に関する申し合わせ」に基づき、一般観光客のレクリエーション利用による立ち入りは規制指導する。

海岸トレッキング利用、山岳部利用、沿岸カヤッキング利用、沿岸河口付近でのサケ・マス釣り利用、動力船による海域利用は「知床国立公園 知床半島先端部地区利用の心得」を遵守するよう指導する。

観光船の運航については、オジロワシやケイマフリ等の鳥類の繁殖や、海棲ほ乳類やヒグマ等の生息行動への影響を与えぬよう、これら野生動物を自然観光資源として認識し、守りながら見せる対象として保全とレクリエーション利用の両立を図る。

知床岬地区、ルシャ地区等における撮影のための入域は、知床国立公園の生態系や生物多様性もしくは保全の取組を紹介する等の自然環境の保全に寄与すると認められるものであり、かつ当該区域以外の区域においては目的が達成できず、さらに動植物に与える影響を軽減する措置を十分に講じた場合のみ認める。

ヒグマとの接近や接触による軋轢の回避を図る必要性の高いルシャ地区については、「知床半島先端部地区利用の心得」に基づき立ち入り及び野営を行わないよう指導をする。なお、立入規制を行う担保措置として次期公園計画改定時に自然公園法による立入規制地区の指定を検討する。

③安全対策及び普及啓発に関する事項

「知床世界遺産ルサフィールドハウス」等を活用し、自然環境の保全や利用の安全性向上、ヒグマとの軋轢の回避、利用者の「自己責任」意識の普及啓発のため、「知床国立公園 知床半島先端部地区利用の心得」の周知等を実施する。

(2) 知床連山地区

①利用施設に関する事項

各登山コースの自然環境及び利用状況を考慮し、必要最低限の利用施設を整備する。岩尾別温泉コース及び羅臼温泉コースについては、「知床世界遺産施設等運営協議会」の「羅臼岳登山道維持管理部会」により、関係機関と調整・協力して、点検、補修、植生の保護・復元等の管理を進める。

②安全対策及び普及啓発に関する事項

各種施設等を活用し、自然環境の保全や利用の安全性向上、ヒグマとの軋轢の回避のため、「知床国立公園 知床半島中央部地区利用の心得」の周知等を実施する。特に携帯トイレについては、関係機関等と連携の上、積極的に利用を推奨する。

③各登山道における方針

ア. 岩尾別温泉～羅臼岳

利用者は、登山経験があり、必要な装備や行動等についての判断ができる登山者（中級及び中級以上の指導者が同伴する初級者）が、自らの経験・技術に合わせて、知床の自然景観を楽しむことや、羅臼岳登頂の満足感・達成感を得ることを目的として利用することを想定する。

低標高域は針広混交林が分布しており、標高 700m 前後からはダケカンバ林、標高 1200m 前後からはハイマツ帯となる。大沢には雪田群落が分布している。利用者が比較的多いため、登山道の浸食や複線化による植生への影響が懸念される。

登山道の浸食等の発生、拡大を防ぐため石組み等により必要な整備を行う。また、関係機関等と連携し、必要な維持管理（立入防止ロープ柵等の設置、巡視や清掃等）を行う。

イ. 羅臼温泉～羅臼岳

岩尾別温泉コースに比べ、行程が長く利用度が低いルートであることから、十分な体力と登山経験があり、必要な装備や行動等についての判断ができる中級以上の登山者が、自らの経験・技術に合わせて、知床の原始的な雰囲気を経験し、羅臼岳登頂の満足度・達成感を得ることを目的として利用することを想定する。

植生分布は岩尾別温泉コースとほぼ同様となっている。屏風岩付近は遅くまで雪渓が残り、1200m 前後には雪田群落が分布している。

関係機関等と連携し、登山道の維持管理（ササ刈り、植生保全や迷い込み防止のためのロープ等の設置、登山道の修復と補修、巡視や清掃等）を行う。

中級以上の登山者については、本コースの利用を推奨することとし、情報発信の充実等に努める。

ウ. カムイワッカ～硫黄山

岩尾別温泉コースに比べ、利用度が低いルートであることから、登山経験があり、必要な装備や行動等についての判断ができる中級以上の登山者が、自らの経験・技術に合わせて、知床の原始的な雰囲気を経験し、硫黄山登頂の満足度・達成感を得ることを目的として利用することを想定する。

硫黄山は今も硫黄の火山活動が続いているため、羅臼岳とは異なる植物が分布しており、山腹ではシラタマノキやススキ等の群落が見られる。また、高山帯にはシレットコスミレが分布している。

関係機関等と連携し、登山道の維持管理（枝払い、巡視や清掃等）を行う。

エ. 知床連山縦走路

行程が長く時間と体力を要するコースで、必要な経験と技術を持つ登山者（上級）が、原始的で静寂な雰囲気の登山体験を目的として利用することを想定する。

高山帯は広くハイマツ帯に覆われているが、積雪量等の立地条件に応じ、風衝地群落や雪田群落が分布している。また、ニッ池周辺には高層湿原群落が成立している。ニッ池周辺や雪田群落内の登山道沿いにおいて、登山道の浸食や複雑化による植生への影響が懸念される。

野営指定地は羅臼平、三ッ峰、ニッ池、第一火口の4カ所とし、フードロッカーの維持管理を行う。また、関係機関等と連携し、登山道の維持管理（枝払い、植生保全や迷い込み防止のためのロープ等の設置、巡視や清掃等）を行う。

（3）ホロボツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区

同一地区内に原始的な自然環境が保たれ、利用施設が存在せず、バックカントリー利用を主としたエリアから、一定の利用施設が存在し、周遊観光等に利用されているエリアまで多様な利用を提供でき、公園利用者がそれぞれの利用のニーズに合わせて自然体験を選ぶことができるのが同地区の特徴である。

その一方で、利用の集中や野生動物との軋轢等の課題が顕在化している地区である。

自然体験のタイプや各エリアでの課題に応じた管理方針を「適正利用・エコツアーリズム検討会議（羅臼湖部会、カムイワッカ部会）」、「知床五湖の利用のあり方協議会」等で調整を図る。

①利用施設に関する事項

知床国立公園における主要な利用拠点が集中している地区であり、自然環境の保全と適正な公園利用の推進を目的として、必要な利用施設を整備する。

利用施設においては適切な清掃及び維持補修を行う。展望を目的として設置された

事業施設においては、オホーツク海、知床連山等の眺望対象の展望に支障となる樹木等の剪定・刈払いを行い眺望を確保する。

②安全対策及び普及啓発に関する事項

各種施設等を活用し、自然環境の保全や利用の安全性向上、ヒグマとの軋轢の回避のため、「知床国立公園 知床半島中央部地区利用の心得」の周知等を実施する。特に近距離で長時間ヒグマと接する例が見られる写真撮影については、ヒグマの人馴れを助長させ生態攪乱や隣接住宅地への影響があることから、自粛するよう指導する。

③各利用拠点における方針

ア. ホロベツ・岩尾別台地・自然観察教育林

ホロベツは、知床五湖・カムイワッカ方面、知床峠・羅臼方面及びウトロ・斜里方面からの交差点であり、知床国立公園の交通アクセス網の要に位置する。

情報発信と野生動物管理の拠点施設である知床自然センター及び国指定鳥獣保護区管理センターを中心として、国立公園施設のハブ機能の充実を図る。

ホロベツ園地等事業執行区域以外は原則人手を加えずに自然の推移に任せる区域とするが、知床五湖への利用集中の緩和、良質な自然体験の提供を目的に、自然環境の保全上支障を及ぼすことのない範囲でのトレッキングルートの設定を行う。

しれとこ 100 平方メートル運動地において、森林再生事業の活動内容を公開し環境教育の場として活用する施設の設置を検討する。また、海崖地域の利用や冬季利用等のバックカントリー利用に対するゲート施設の位置づけも検討する。

イ. 知床五湖

観光客とヒグマの遭遇や、利用による植生の荒廃等の課題に対し、利用調整地区制度を活用した適正利用の方策をまとめた「知床五湖利用適正化計画」による利用ルールの遵守に努める。

知床五湖フィールドハウス、知床五湖パークサービスセンターにおいて、指定認定機関や自然公園財団等民間団体と協力し、知床五湖園地のみならず、知床国立公園全体の利用に関する情報提供、情報発信を行い、公園サービスの充実を図る。

高架木道の整備、利用調整地区制度の導入により変化した利用動態に対応するための駐車場の一部拡張を行うとともに、施設整備で対応できない利用集中期の混雑の対策としてシャトルバスの活用等の自動車利用適正化対策を図る。

夜間、冬季といった一般供用が休止されている時間帯・期間における利用機会の創出については、一定ルール下のバックカントリー利用に位置づけ整理する。

ウ. 岩尾別温泉

知床連山・羅臼岳登山道の入山口として、登山の利用適正に関する情報提供を充実させるため総合案内看板の設置・更新を行う。

エ. 幌別川・岩尾別川

幌別川・岩尾別川は、サケ科魚類の遡上河川であり、シマフクロウやヒグマ等の捕食者を通じて、海域と陸域の相互関係が顕著に見られる場所である。

シマフクロウ等各種野生動物の重要な餌資源となっているオショロコマ等サケ科魚類を保全するため、溪流釣りの自粛を求める。

オ. カムイワッカ

カムイワッカ地区は知床国立公園の陸域の最深部にあたり、知床の秘境感が得られる自然体験を提供する場所とする。

カムイワッカ湯の滝の沢登り、硫黄山・知床連山の登山等の適正利用に資するための情報を提供するシステムの確立と管理体制の充実を図る。

自然環境の保全と快適な利用環境の確保、交通事故の防止のためアクセス路である道道知床公園線の知床五湖からカムイワッカ間については、混雑が想定される期間についてマイカー規制を行い、「カムイワッカ自動車利用適正化対策連絡協議会」の構成機関・団体で連携し対策を実施する。

カ. 羅臼湖

羅臼湖は、湿原植生の保全を最優先とし、静寂な雰囲気の中で質の高いトレッキング利用による自然体験を提供する場所とする。植生保全のために必要な木道等の整備を根釧東部森林管理署と連携して行う。また、関係機関等と連携し、歩道の維持管理（ササ刈り、植生保全のためのロープ等の設置、巡視や清掃等）を行う。

利用にあたっては、長靴の着用を前提とし、ガイドツアーの利用を推奨する。また、知床峠園地までの歩道延長の必要性について検討する。

キ. 羅臼温泉集団施設地区

羅臼温泉集団施設地区は、羅臼ビジターセンターを中心として、羅臼側の国立公園入口の利用拠点として相応しい地域環境づくりと、自然環境に応じた適正な利用基地としての充実を図る。また、「知床世界遺産施設等運営協議会」を通じて、関係機関等と連携し、羅臼ビジターセンター等の効果的な運用を図る。

園地については、ビジターセンターを中心とした散策路として有効活用を図る。また熊越えの滝方面への園路の延長について検討する。

(4) 知西別岳及びその周辺地区

知西別岳、天頂山は春先にスキー利用があるが、原始的な自然環境の保全を最優先とし、利用のための新たな施設整備は行わない。

(5) ルサ・相泊間の道路沿線地区

自動車による観光周遊が行われており、ルサ地区には「知床世界遺産ルサフィールドハウス」が整備されている。利用にあたっては、自然環境の保全や利用の安全性向上、ヒグマとの軋轢の回避のため、「知床国立公園 知床半島中央部地区利用の心得」の周知等を実施する。特に近距離で長時間ヒグマと接する例が見られる写真撮影については、ヒグマの人馴れを助長させ生態攪乱や隣接住宅地への影響があることから、自粛するよう指導する。また、ルサ地区における良質な自然体験の提供と効果的な普及啓発の実施のため、必要な施設整備について検討する。

5. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

○検討すべきポイント

- ・各種工作物の許認可の方針を検討。

●事務局案

行為の種類	取扱方針
① . 工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として漁業活動及び公益上必要な行為にかかる施設以外は極力抑制を図るものとする。 ・色彩は原則として灰色又はこげ茶色とする。
ア. 建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・規模、高さ等は必要最小限とし、外部意匠は極力シンプルで周囲の自然環境と調和のとれたものとする。 ・屋根の形状は、切妻・寄棟等勾配を持ったもの（片流れ式を除く）とする。既存建築物に近接し、10 m²未満且つ高さ3m未満の小規模建築物については陸屋根、片流れ式屋根も認める。 ・外部の色彩は、屋根・庇はこげ茶色系、壁面は茶色系、クリーム色系、灰色系、白色又は自然素材のままの色を標準とする。 ・道路等からは極力壁面線を後退させるとともに、周囲の状況から植栽による修景が必要な場合は、6. (1) 修景緑化の方針に基づき植栽を行うものとする。 ・付帯の建築設備等については極力展望地や公園事業道路等から望見されない側に設置するものとする。
(ア) 番屋等	<ul style="list-style-type: none"> ・相泊・北浜地区以外では、番屋（漁業を行うために人が季節的に居住し、作業する建物）等の新築は、災害により消失したものの復元等、当該地域における従来からの漁業を継続的に行うために必要なものに限ることとし、相泊・北浜地区では、番屋等の新築は極力抑制する。 ・番屋及び付帯する倉庫等の漁業関係施設の新改増築を行う場合は、その規模、高さ等は必要最小限とし、そのデザイン等は原則として上記に準ずるものとする。 ・概ね30 m²を下回る番屋及び漁業関係施設は漁舎として取り扱う。 ・番屋等として使用されなくなったものについては、施設の所有者に対し撤去するよう指導する。

<p>イ. 道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車道、林道ともに原則として新設を認めない。 ・ 既存道路の改修は現状程度の規模にとどめ、擁壁等の工作物は極力抑制するものとする。ただし、危険防止、環境保全及び災害復旧のための必要な改良については個別に検討する。 ・ 知床大橋からルシャ間の知床保安林管理道、町道岩尾別開拓道路、町道盤の沢道路については拡幅等を伴う改良は認めない。大規模災害に見舞われた場合には廃道にむけた整理を行うよう指導する。 ・ 展望地や公園事業道路等から望見される箇所の擁壁には自然石を使用することとし、やむを得ずコンクリート構造物とする場合には、黒色顔料の添加等により暗灰色に着色するとともに、自然石に模した表面処理を行う。 ・ 工事に伴い生じた裸地は、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、6.（1）修景緑化の方針に基づき緑化を行う。 ・ 道路法面に構造物を設置する場合については、修景植栽により遮蔽したり、埋設の上緑化を図る等、人工構造物が視認されないような工法とする。 ・ モルタル吹付けは、安全確保上、代替工法が無いと認められる場合のみとする。周辺の断崖地を模した表面処理とするとともにモルタルに黒色顔料を添加し、暗灰色の色彩とする等の修景整備を行う。 ・ 法枠工は、安全確保上、代替工法が無いと認められる場合のみとする。法枠工を設置する場合は、厚層基材吹付により埋設を図る等、法枠を隠蔽するような工法とする。 ・ 落石防護柵、雪崩防護柵等は、原則として金属部の色彩をこげ茶色系とする。 ・ 危険防止柵は、原則としてガードケーブルとし、色彩は亜鉛メッキ素地色とする。 ・ 視線誘導標識や道路標識について支柱等金属部の色彩をこげ茶色系の色彩とする。 ・ 冬季閉鎖となる区間について、オーバーハング式視線誘導標識の設置は認めない。また、視線誘導標識の設置は必要最小限とし、道路や周囲の展望地からの眺望を妨げるものは認めない。出来るだけ自立式デリネーターで対
--------------	---

	<p>応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立式デリネーターは冬季以外は収納できるものとし収納筒の色彩はこげ茶系とする。 ・橋梁のデザインはシンプルなものとし、色彩は原則として金属部材をこげ茶色系とし、コンクリート構造物については黒色顔料の添加等を行い暗灰色とする。またシマフクロウ等の生息状況に応じ鳥類の事故防止措置を講ずる。 ・道路照明については、生態系への攪乱を最小限にとどめるよう留意した配置にする。 ・新たな改修により機能としての必要性が失われた道路付帯構造物等については撤去を図る。
ウ. 電柱	<ul style="list-style-type: none"> ・新設については、自然環境への影響及び施設供用に伴う波及的な影響等を考慮し、慎重に取り扱うものとする。 ・公園利用上重要な計画道路の沿線においては、架空線の地下埋設化を図るものとし、その他の場所にもいても極力電力線・電話線の共架を図るよう指導する。 ・電柱の色彩はこげ茶色を標準とする。 ・希少猛禽類の感電対策を行うものとする。
エ. アンテナ、鉄塔	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として新設は認めない。既存鉄塔等への共架、既設建築物への壁面設置とする。ただし、公益上必要と認められるものであって、当該地域以外においてその目的を達成することができないと認められるものについては検討する。
オ. 河川、治山、砂防施設	<ul style="list-style-type: none"> ・新設は認めないものとし、河川の自然復元やサケ科魚類の資源量増加に資するものについては認めるものとする。 ・魚道等の増改築については「知床世界自然遺産地域科学委員会 河川工作物アドバイザー会議」において、その必要性や手法について認められたものに限る。
カ. 漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・新設は認めない。既存漁港の整備は、自然改変が最小となるよう調整を図るものとし、文吉湾の整備は、避難港として必要な範囲にとどめるものとする。
キ. サケ、マスふ化場	<ul style="list-style-type: none"> ・新設は認めない。施設の規模や構造については、自然環境への影響に配慮するものとする。
ク. 海岸施設	<ul style="list-style-type: none"> ・相泊・北浜地区においては、海岸保全施設の新設は、災

	<p>害の防止又は復旧のためやむを得ないものに限るものとし、それ以外の地区（漁港区域内を除く）においては、新設は認めないものとする。</p>
ケ．発電施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電については、オオワシ、オジロワシの衝突事故が発生する懸念があるため、家庭用等ごく小規模なもの以外の新設は認めない。 ・ 水力発電については、サケ科魚類の遡上を阻害するおそれがあるため、遡上の可能性のないごく小規模な水路における家庭用等、ごく小規模なもの以外の新設は認めない。 ・ 地熱発電については、羅臼温泉における温泉発電（バイナリー）等、小規模なものを除き新設は認めない。羅臼温泉にける温泉発電（バイナリー）等については、風致景観上の支障軽減措置を十分に講じた場合については認めるものとする。
② 木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、登山道や遊歩道等の利用拠点の維持管理に必要なもの、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、測量や森林の管理のために行われるもの以外は認めない。
③ 土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採石業は認めないものとする。 ・ 新たな泉源の開発及び利用については、自然環境への影響に配慮し、慎重に取り扱う。
④ 広告物の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 極力自然素材を用い、周囲の自然と調和したデザインとする。 ・ 色彩はこげ茶色地に白色文字を標準とし、原色は極力用いないものとする。ただし、注意・警告を目的に設置する標識等については、文字やピクトサインの強調を意図した黄色、赤色の使用も認める。 ・ 光源を用いる場合は、外部からの照明とする。 ・ 破損、老朽化した広告物は、設置者において速やかに撤去するものとする。
⑤ 動植物の捕獲、採取等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が個人の場合、一定の研究実績のある研究者についてのみ行為を認める。 ・ 捕獲、採取等の場所及び期間については、一般利用者に配慮する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・行為の実施にあたっては、期日や場所について自然保護官事務所等に連絡するものとする。 ・捕獲、採取等に係る調査結果の報告を求めるものとする。
⑥利用調整地区内の立入り	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、利用調整地区制度の運用のために必要なものに限る。 ・取材行為については、立入認定のルール下で行うよう指導する。

(2) 公園事業取扱方針

○検討すべきポイント

- ・各種事業の取扱方針、特に風致景観への支障を軽減するための方策について検討。

●事務局案

①羅臼温泉集団施設地区

事業の種類	取扱方針
ア. 宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・建物や看板類のデザイン等は極力許可、届出等取扱方針の①工作物ア. 建築物及び④広告物の設置に準じるものとする。 ・施設の規模は現状のものと同程度とする。 ・やむを得ず陸屋根となる場合は、原則としてパラペットを付設する。 ・廃止した公園事業宿舎については、原状回復を図る。
イ. 園地	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な園路の維持管理を推進し、園地の有効活用を図る。
ウ. 野営場	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の規模は現状程度にとどめる。 ・適切なヒグマに関する安全対策を講じる。
エ. 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の規模は現状程度にとどめる。
オ. 博物展示施設	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園の適正な利用を推進するため、情報の収集と発信に努める。

②単独施設

事業の種類	地区	取扱方針
ア. 宿舎	岩尾別温泉	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の規模は現状程度にとどめる。
	岩尾別	<ul style="list-style-type: none"> ・事業執行については、今後の利用動向により検討する。
イ. 園地	ホロボツ	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園のハブ拠点として、休憩や自然

		観察のための広場、休憩所、自然探勝路等の整備がなされている。施設の更新に当たっては展望施設、情報提供施設等の充実を図る。
	カムイワッカ	・事業執行については、今後の利用動向により検討する。
	知床五湖	・当公園の自然観察・自然探勝等の利用を増進するため情報提供施設の機能の充実を図る。 ・利用調整地区制度導入による利用動態変化を踏まえ、必要最小限の駐車場の拡張を行う。
	知床峠	・短時間の展望利用に供するための施設は現状程度とし、案内板、解説板の更新・充実を図る。
	ルサ	・知床世界遺産ルサフィールドハウスとの連携に留意し、自然体験、休養利用のための園地を整備する。
ウ. 野営場	ホロベツ及び岩尾別温泉	・当面、整備は認めず、利用施設計画は次期公園計画の際に廃止する。
	ルサ	・事業執行については、今後の利用動向により検討する。
エ. 博物展示施設	ホロベツ	・当公園の自然観察・自然探勝等の利用を増進するため、館内・屋外展示及び情報提供施設の充実を図る。
オ. 駐車場	ホロベツ	・マイカー規制の要となる施設であるので、施設の規模等については、自動車利用適正化対策の中で検討していくこととする。

③道路

事業の種類	路線名	取扱方針
ア. 道路 (車道)	全域	・許可、届出等取扱方針の①工作物イ. 道路に準じるものとする。
	ウトロ羅臼線	・道路付帯の駐車場については、新設及び既存のものの現状以上の拡張は原則とし

		<p>て認めないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防雪施設等については、自然環境及び景観等への影響を考慮し、大規模なものは原則として認めないものとする。
	<p>ホロベツカム イワッカ線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備に当たっては、交通安全、危険防止のために必要な改良について検討するものとする。 ・プユニ岬付近について、展望目的での路上の駐停車が集中することから、道路交通の安全対策として道路付帯の駐車場の設置を検討する。 ・知床五湖以奥は急峻な地形のため、自然環境に与える影響が大きいことから、慎重に扱うものとする。
	<p>岩尾別温泉線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現道の舗装程度とし、大規模な改良は認めないものとする。
	<p>ルサ相泊線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全、危険防止等のための改良については、極力抑制を図る。 ・既存の雪崩防止柵等の撤去のための方策を検討する。
イ. 道路 (歩道)	<p>硫黄山登山線、羅臼平知 円別線、羅臼 岳登山線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・硫黄山登山線、羅臼平知円別線及び羅臼岳登山線（羅臼温泉～羅臼平）は、今後の利用動向により事業執行を検討する。
	<p>知床五湖周回 線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知床五湖利用調整地区制度により立入りの管理が図られている施設であるため、施設の管理や再整備等については、知床五湖の利用のあり方協議会の中で検討していくこととする。
	<p>羅臼湖線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無制限な利用を防ぐため、今後とも入口駐車場の整備は行わない。 ・植生保護のため歩行区域を限定する等必要な措置を講ずる。
	<p>北海道自然歩 道線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業執行については、今後の利用動向により検討する。

6. その他

(1) 修景緑化の方針

○検討すべきポイント

- ・修景緑化の方針を検討。

●事務局案

各種行為に伴って生じた裸地等は、国立公園の風致景観を損なうことがないように以下の点を満たすとともに、「自然公園における法面緑化指針（案）」（平成20年4月環境省自然環境局）を踏まえるものとする。

- ①建築物周辺の空地等は、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する樹木の使用を基本とし、周囲の森林植生と調和するものとする。道路等の法面については、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する植物の自然侵入を促す（人為的に植物の導入を行わない）植生工、埋土種子の利用、すき取りによる表土の再利用、又は地域産植物の種子や苗による緑化に努める。
- ②緑化を行うに際しては、最終的な緑化目標を明確にして工種を選定すること。また、自然条件が許すかぎり、極力最終目標を木本類とした緑化を行うこと。
- ③緑化にあたっては、外来生物法に基づくよう要注意外来生物に選定されている種は原則として使用しないとともに、エゾシカ個体群の増加を抑制し、かつ法面の緑化が可能な針葉樹やカンバ類、ササ等の導入を検討する。